

令和6年度 山形市健全化判断比率について

「健全化判断比率」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき公表するものです。

項目	説明	算式		算定結果	備考
実質赤字比率	実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表したもので、赤字額から見た健全度を示す。 ＜対象会計＞普通会計	普通会計の実質赤字額 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)	— 56,114,324千円	—％	実質収支が黒字(2,149,809千円)であるため、実質赤字比率はありません。 ＜参考＞ 標準財政規模に対する実質黒字の比率 △3.83％（R5年度 △3.81％）（黒字の場合は、△表示）
連結実質赤字比率	実質赤字額(または資金の不足額)の標準財政規模に対する比率を表したもので、赤字額から見た健全度を示す。 ＜対象会計＞普通会計、公営事業会計	(対象会計)連結実質赤字額 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)	— 56,114,324千円	—％	連結実質収支が黒字(18,199,551千円)であるため、連結実質赤字比率はありません。 ＜参考＞ 標準財政規模に対する連結実質黒字の比率 △32.43％（R5年度 △33.31％）（黒字の場合は、△表示）
実質公債費比率	普通会計が負担する公債費および公債費に準じた経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で表したものの(3カ年平均値)で、公債費等の比重から見た健全度を示す。 ＜対象会計＞普通会計、公営事業会計、一部事務組合	(地方債の元利償還金＋準元利償還金^[注1])－ (特定財源^[注2]＋元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額) 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)－ 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	＜単年度比率＞ 令和4年度 8.5％ 令和5年度 8.1％ 令和6年度 7.0％ 3,384,847千円 48,540,395千円	7.8％ (3カ年平均)	実質公債費比率は、平成18年度から地方債の協議制度において、許可団体への移行の判定に係る指標として用いられています。(許可団体 18.0％以上) ＜参考＞ 令和5年度実質公債費比率 7.8％
将来負担比率	普通会計が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率で表したもので、将来的に負担することになっている実質的な負債の比重から見た健全度を示す。 ＜対象会計＞普通会計、公営事業会計、一部事務組合、地方公社、第三セクター	将来負担額^[注3]－ (充当可能基金^[注4]＋特定財源見込額＋地方債現在高等 に係る基準財政需要額算入見込額) 標準財政規模(臨時財政対策債を含む)－ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	42,409,564千円 48,540,395千円	87.3％	＜参考＞ 令和5年度将来負担比率 92.5％

※普 通 会 計：一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計、区画整理事業会計

※公営事業会計：水道事業会計、公共下水道事業会計、市立病院済生館事業会計、公設地方卸売市場事業会計、農業集落排水事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、駐車場事業会計

[注1] 準 元 利 償 還 金	普通会計で負担している費用(公営企業債の償還財源となる繰入金、一部事務組合等の地方債の償還に充てた負担金、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額、一時借入金の利子)
[注2] 特 定 財 源	公営住宅使用料の一部、地域総合整備資金貸付金元利収入、都市計画事業関連の公債費等に充てた都市計画税など
[注3] 将 来 負 担 額	地方債現在高、公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等の地方債の償還に充てる負担金見込額、退職手当負担見込額など
[注4] 充 当 可 能 基 金	積立基金及び運用基金のうち現金・預金等の合計額

項目	早期健全化段階	再生段階	令和6年度 山形市の比率
実質赤字比率	11.25%	20.0%	—
連結実質赤字比率	16.25%	30.0%	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	7.8%
将来負担比率	350.0%		87.3%

＜早期健全化段階及び再生段階に到達した場合の措置＞

項目	内容
外部監査	監査委員への外部監査要求の義務付け 議決を経て外部監査の実施
財政健全化計画又は 財政再生計画の策定	計画策定にあたっての議会の議決及び公表 計画内容 ・比率悪化要因の分析 ・基本方針、目標達成のための具体的な方策など
	計画目標 ・実質赤字比率は均衡する(0％)こと ・連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、早期健全化基準又は財政再生基準を下回ること
実施状況の報告	毎年度、計画の実施状況の議会への報告及び公表
国等の関与	総務大臣又は県知事の勧告(再生段階では総務大臣の勧告) ・財政の健全化が著しく困難と認められるとき ・財政再生計画は、総務大臣に協議し同意を得ない場合、災害復旧事業債等以外の地方債が大幅に制限される

令和6年度 山形市資金不足比率について

「資金不足比率」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき公表するものです。

項目	説明	算式	算定結果	備考						
資金不足比率	(1) 対象会計の資金不足額について、対象会計の事業規模に対する比率で表したものを。	※地方公営企業法の適応の有無（法適用企業、法非適用企業）により算定方法が異なる。								
	(2) 対象会計の経営健全度を示す指標として位置付けられる。									
	＜対象会計＞水道事業会計、 公共下水道事業会計、 農業集落排水事業会計、 市立病院済生館事業会計、 公設地方卸売市場事業会計									
	＜法適用企業＞ $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{流動負債(企業債を除く)の額} - \text{流動資産の額}}{\text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}}$									
	＜法非適用企業＞ $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{歳出額} - \text{歳入額}}{\text{営業収益相当の収入額} - \text{受託工事収益相当の収入額}}$									
	＜健全化判断基準〔経営健全化基準〕＞ <table><tr><td>項目</td><td>経営健全化段階</td></tr><tr><td>資金不足比率</td><td>20.0%</td></tr></table>	項目	経営健全化段階	資金不足比率	20.0%	＜法適用企業＞	水道事業会計	$\frac{-}{5,330,747 \text{ 千円}}$	－%	資金不足比率はありません。 ＜参考＞ 事業の規模に対する資金剰余額(4,256,720千円) 比率 △79.8%（5年度 △76.1%） （資金剰余の場合は、△表示）
項目	経営健全化段階									
資金不足比率	20.0%									
		公共下水道事業会計	$\frac{-}{4,804,186 \text{ 千円}}$	－%	資金不足比率はありません。 ＜参考＞ 資金剰余額(3,419,495千円) 比率 △71.1%（5年度 △71.0%） （資金剰余の場合は、△表示）					
		農業集落排水事業会計	$\frac{-}{38,526 \text{ 千円}}$	－%	資金不足比率はありません。 ＜参考＞ 資金剰余額(11,662千円) 比率 △30.2%（5年度 △32.7%） （資金剰余の場合は、△表示）					
		市立病院済生館事業会計	$\frac{-}{11,938,171 \text{ 千円}}$	－%	資金不足比率はありません。 ＜参考＞ 資金剰余額(7,534,914千円) 比率 △63.1%（5年度 △66.4%） （資金剰余の場合は、△表示）					
	＜基準を超えた場合の措置＞ 健全化判断比率の早期健全化段階と同様の措置	＜法非適用企業＞	公設地方卸売市場事業会計	$\frac{-}{117,149 \text{ 千円}}$	－%	資金不足比率はありません。 ＜参考＞ 資金剰余額(3,094千円) 比率 △2.6%（5年度 △6.2%） （資金剰余の場合は、△表示）				